

第2章 加東市の男女共同参画に関する現状

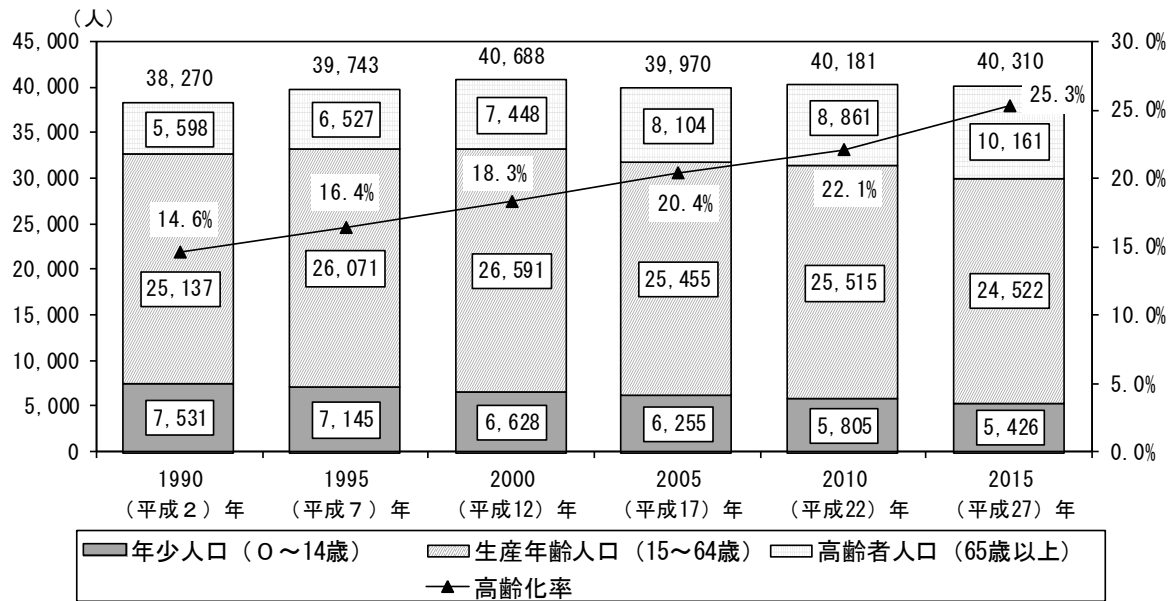
1 加東市の男女共同参画の現状

(1) 人口の推移

本市の総人口をみると、2015（平成 27）年で 40,310 人となっており、4 万人前後で推移しています。

高齢化率をみると、年々増加傾向にあり、2015（平成 27）年には 25.3%となっています。

図表 年齢3区分別構成比の推移（加東市）

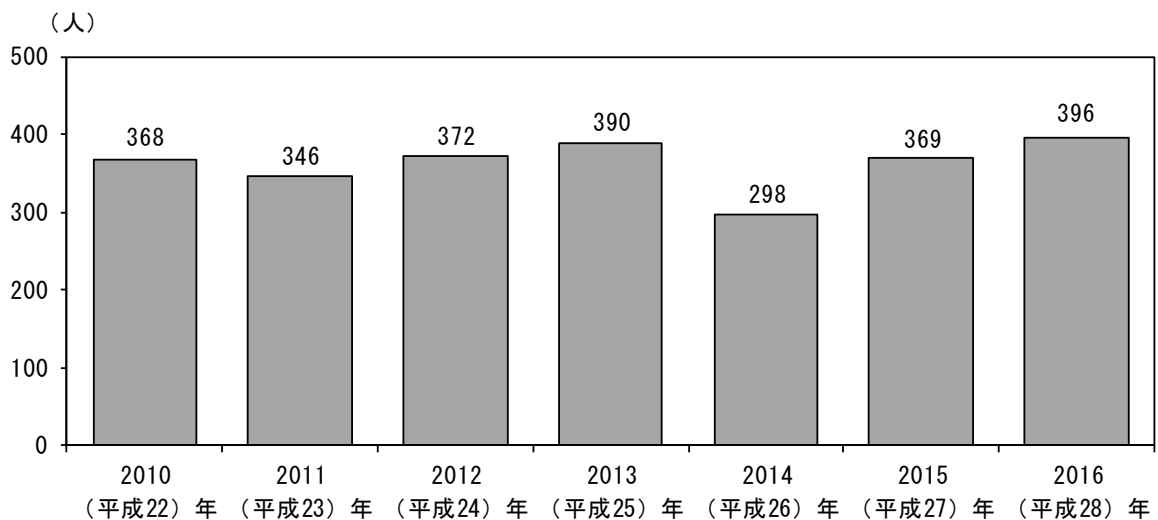


※上段の総人口は年齢不詳を含む（高齢化率は65歳以上人口／年齢不詳を除いた総人口）。

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

本市の出生数をみると、2014（平成 26）年に大きく減少していますが、その後再び増加し、2016（平成 28）年は 396 人となっています。

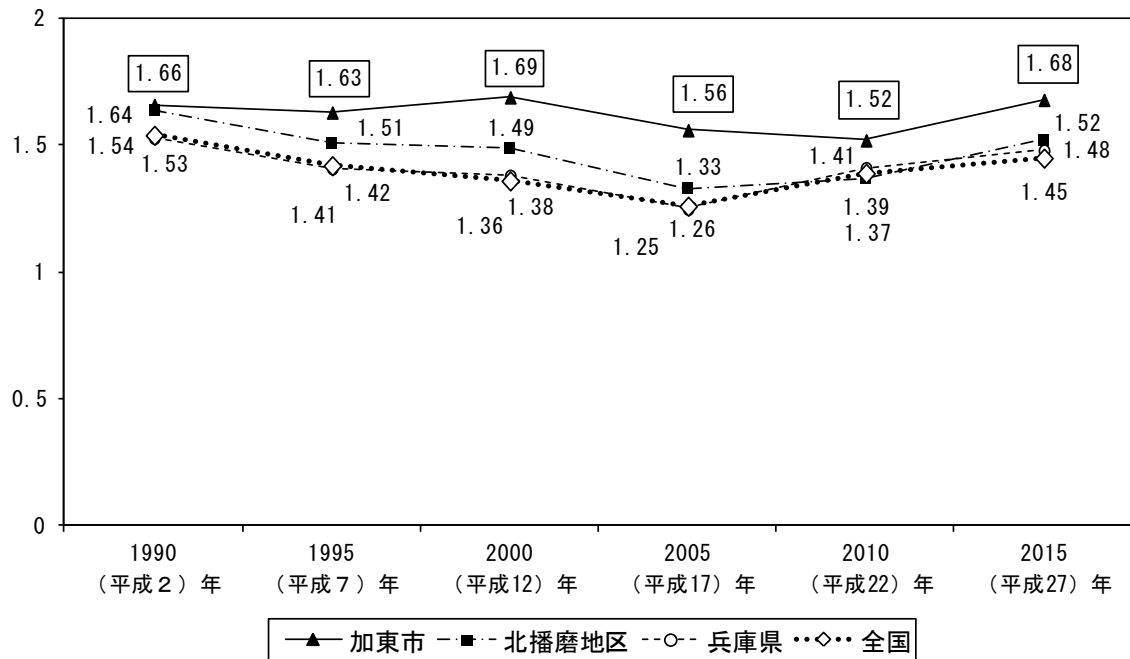
図表 出生数の推移（加東市）



資料：兵庫県「人口動態調査」

本市の合計特殊出生率をみると、全国や兵庫県、北播磨地区に比べて高い水準となっており、2015（平成27）年は1.68となっています。

図表 合計特殊出生率の推移（加東市）



※北播磨地区は加東市、西脇市、三木市、小野市、加西市、多可町

資料：兵庫県「保健統計年報」

本市の外国籍を有する市民をみると、ベトナム籍が最も多く665人となっています（2017（平成29）年）。2014（平成26）年から2017（平成29）年にかけてブラジル籍や、ミャンマー籍が増加しています。

図表 外国籍を有する市民の人数（加東市）

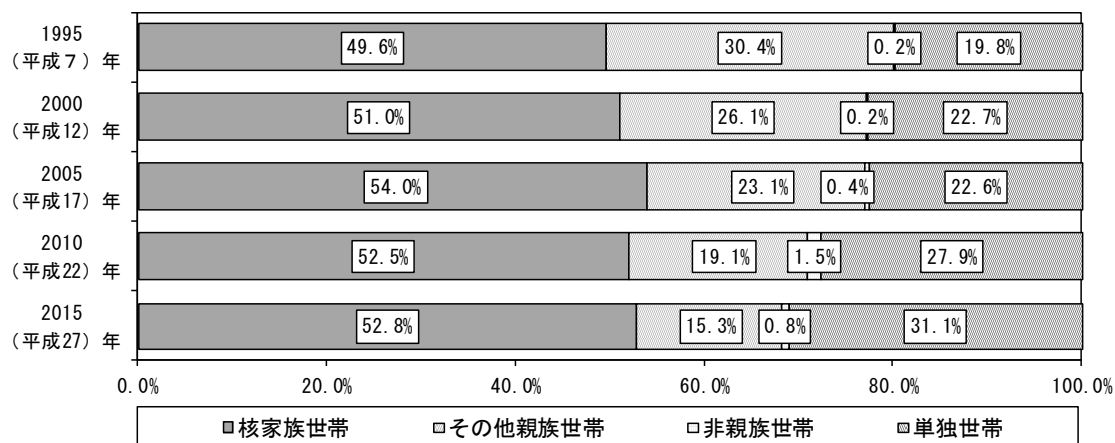
	(人)	
	2014 (平成26)年	2017 (平成29)年
総数	564	1,166
ベトナム	158	665
ブラジル	25	124
中国	194	117
韓国・朝鮮	61	60
ミャンマー	0	44
フィリピン	28	37
ペルー	27	26
インドネシア	7	14
タイ	7	5
米国	6	4
英国	3	1
その他	48	69

資料：加東市市民課「住民基本台帳」

(2) 世帯の推移

本市の世帯類型別構成比をみると、単独世帯が増加傾向にあり、2015(平成27)年には31.1%となっています。

図表 世帯類型別構成比の推移(加東市)

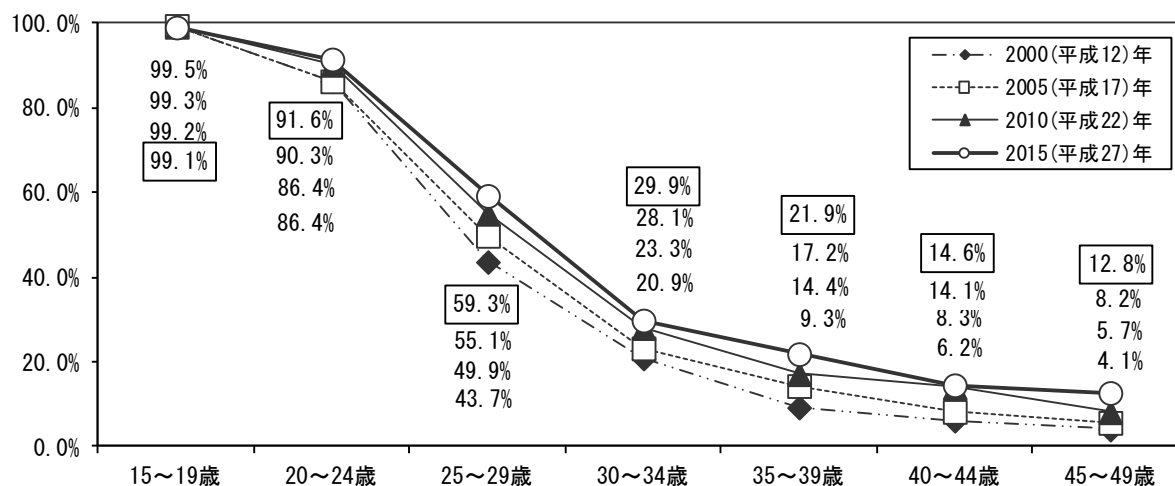


資料：国勢調査(各年10月1日現在)

(3) 未婚率の推移

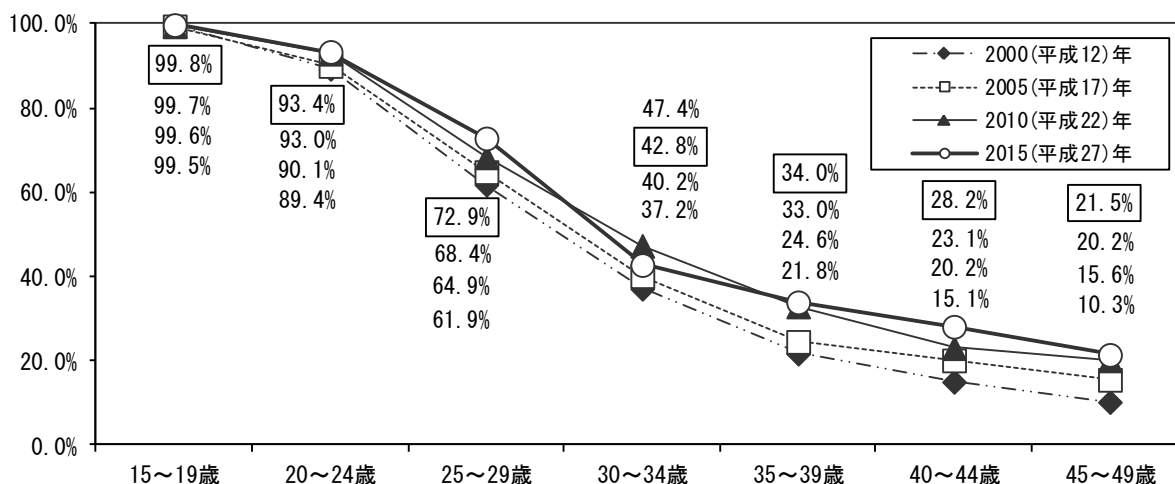
本市の年齢別未婚率の推移をみると、男女共に未婚率は概ね増加傾向にありますが、全国や兵庫県と比べると未婚率は概ね低くなっています。

図表 女性の年齢別未婚率の推移(加東市)



資料：国勢調査(各年10月1日現在)

図表 男性の年齢別未婚率の推移（加東市）



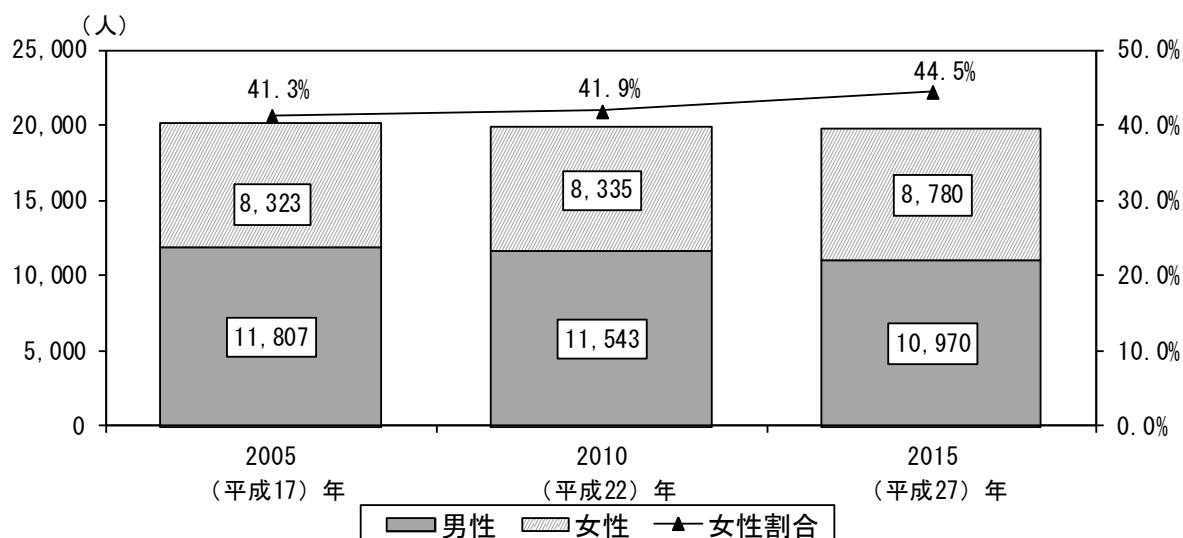
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

（４）就労状況の推移

本市の男女別の就労状況をみると、男性の雇用者は減少傾向にありますが、女性の雇用者は増加傾向にあります。

全雇用者数に占める女性雇用者の割合をみると、2015(平成27)年には44.5%となっており、2005(平成17)年から増加傾向にあります。

図表 男女別雇用者数の推移（加東市）

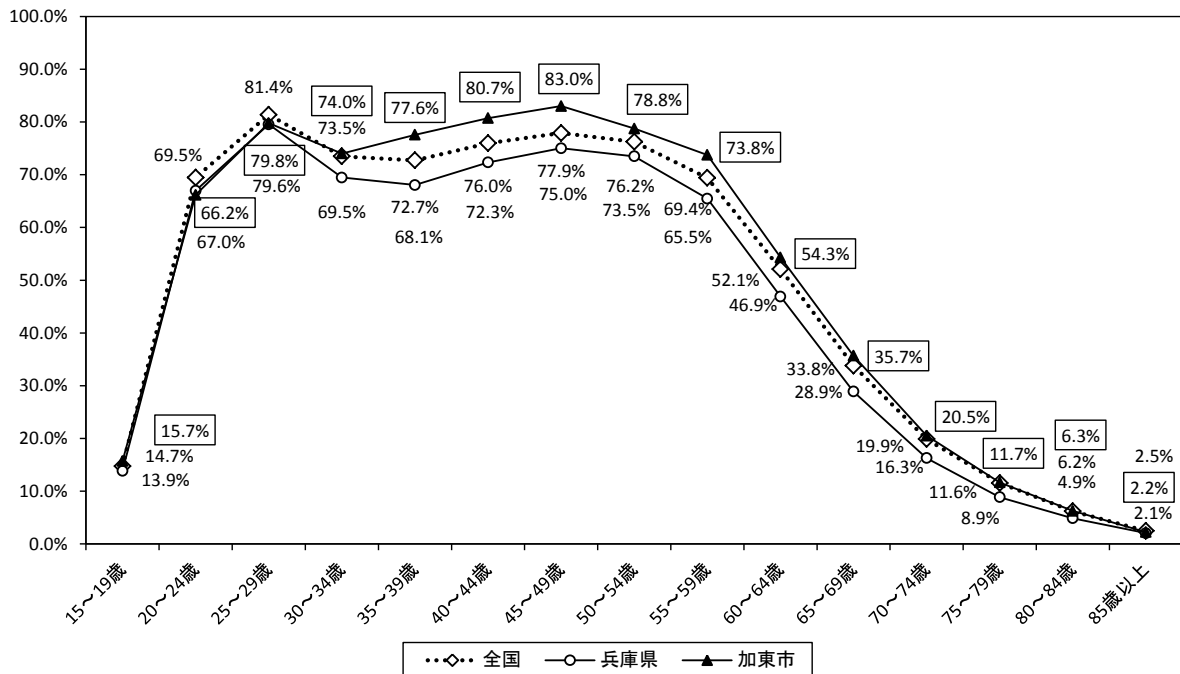


※雇用者には、会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイト等、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人を含み、会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事等の役員は除く。

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

2015（平成 27）年における、本市の女性の年齢別労働力率をみると、その形状はM字カーブ*を描いており、M字の谷となっている 30 代の女性の労働力率は 74.0%（30～34 歳）、77.6%（35～39 歳）と全国や兵庫県に比べて高くなっています。

図表 女性の年齢別労働力率（加東市）

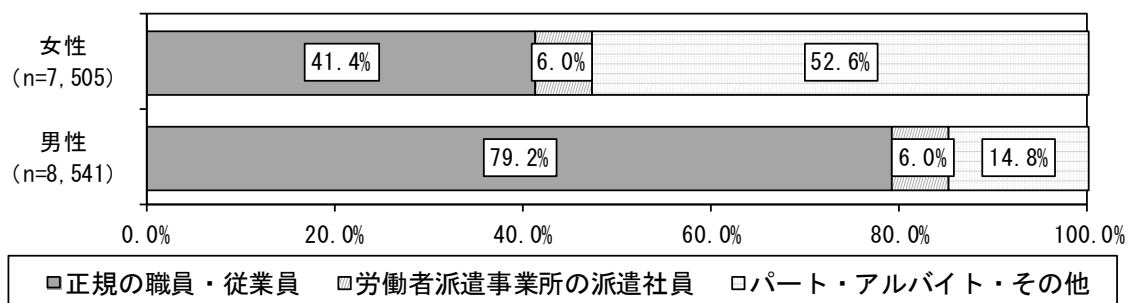


※労働力率：15 歳以上人口に占める労働力人口（休業中の就業者と完全失業者を含む）の割合のこと。

資料：国勢調査（2015（平成 27）年 10 月 1 日現在）

2015（平成 27）年における、本市の正規労働者と非正規労働者の状況をみると、「正規の職員・従業員」は女性が 41.4%、男性が 79.2%と男性の比率が 2 倍程度高くなっています。一方、「労働者派遣事業所の派遣社員」と「パート・アルバイト・その他」の合計は女性が 58.6%、男性が 20.8%となっており、女性が 3 倍程度高くなっています。「労働者派遣事業所の派遣社員」は同じ割合となっています。

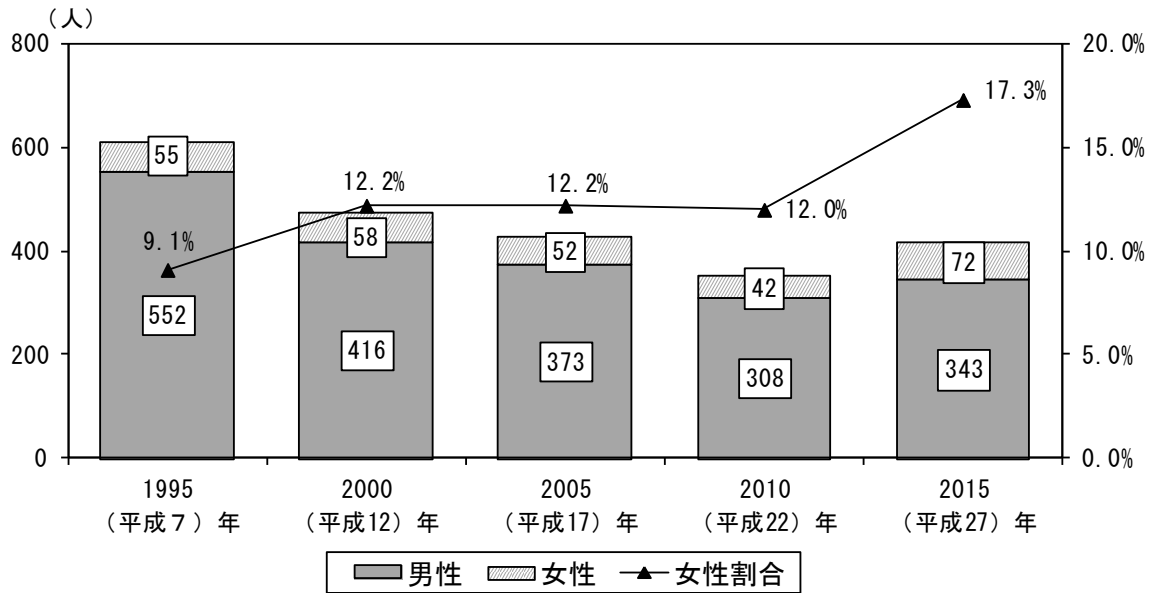
図表 正規労働者と非正規労働者の状況（加東市）



資料：国勢調査（2015（平成 27）年 10 月 1 日現在）

本市の男女別管理的職業従事者の推移をみると、女性は人数、割合ともに2010（平成22）年から2015（平成27）年に大きく増加しています。

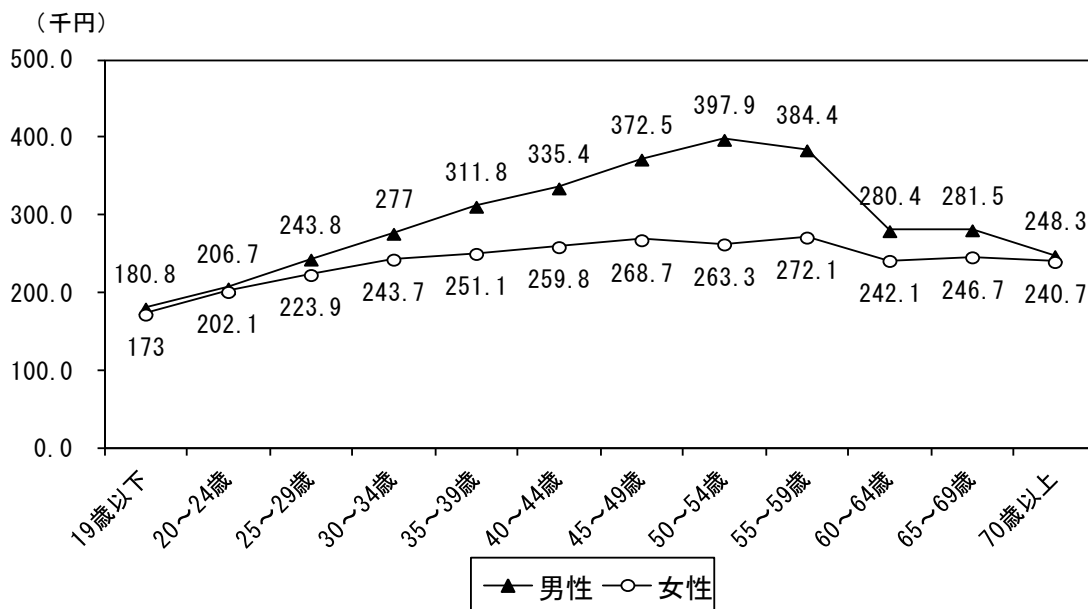
図表 男女別管理的職業従事者の推移（加東市）



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

2017（平成29）年における、兵庫県の男女別賃金構造をみると、男女間で最も賃金差が大きくなるのは50歳から54歳となっており、この時の女性の賃金は男性の賃金の7割弱となっています。

図表 男女別賃金構造（兵庫県）



資料：2017（平成29）年「賃金構造基本統計調査」

(5) 公職での女性の活躍の推進状況

2017（平成29年）における、審議会、防災会議、議員の女性の割合をみると、本市は全国や県に比べて低くなっていますが、職員の状況をみると、職員数、管理職の女性の割合は国や県に比べて本市が高くなっています。

図表 公職での女性の割合

(%)

	審議会	防災会議	議員	採用職員	職員数	管理職
全国平均	28.0	-	14.9	-	-	14.4
兵庫県	32.4	10.9	11.6	49.7	32.6	9.1
加東市	27.2	8.6	6.3	61.1	53.2	26.5

※2017（平成29）年度4月1日現在

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、兵庫県「ひょうごの男女共同参画」

本市の審議会への女性の登用状況をみると、2015（平成27）年から2016（平成28）年には82人から117人へと35人が増加、2016（平成28）年から2017（平成29）年には117人から132人へと15人が増加しており、年々増加の傾向にあります。

図表 審議会への女性の登用状況の推移（加東市）

(人)

2013 (平成25)年	2014 (平成26)年	2015 (平成27)年	2016 (平成28)年	2017 (平成29)年
76	82	82	117	132

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

本市職員の管理職に占める女性の状況の推移をみると、概ね20人前後で推移しています。2016（平成28）年に減少していますが、2017（平成29）年には増加しています。

図表 市職員の管理職に占める女性の状況の推移（加東市）

(人)

2013 (平成25)年	2014 (平成26)年	2015 (平成27)年	2016 (平成28)年	2017 (平成29)年
19	20	21	18	22

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

本市の防災会議への女性の登用状況をみると、3人から4人で推移しています。

図表 防災会議への女性の登用状況の推移（加東市）

(人)

2014 (平成26)年	2015 (平成27)年	2016 (平成28)年	2017 (平成29)年
3	4	4	3

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

(6) DV・児童に対する暴力の状況

本市におけるDV相談延件数をみると、2013（平成25）年度から2014（平成26）年度にかけて減少傾向にありましたが、2015（平成27）年度以降は増加し、2017（平成29）年度は197件となっています。

一次保護件数の推移をみると、1件または2件で推移しており、概ね横ばいです。

保護命令件数の推移をみると、2015（平成27）年度と2017（平成29）年度に1件となっています。

児童虐待*相談実件数をみると、2016（平成28）年度に80件を超え、2017（平成29）年度は89件となっています。

図表 DV、児童虐待の相談・通告件数の推移（加東市）

（件）

	2013 （平成25） 年度	2014 （平成26） 年度	2015 （平成27） 年度	2016 （平成28） 年度	2017 （平成29） 年度
DV相談延件数	87	72	102	149	197
一次保護件数	1	2	0	1	2
保護命令件数	0	0	1	0	1
児童虐待相談実件数	63	46	62	81	89

資料：兵庫県「平成28年度県下におけるDV相談等の状況について」、兵庫県警「ストーカー・DV白書」

(7) 健康支援の状況

本市における乳がん検診及び子宮頸がん検診の受診率をみると、年々減少傾向にあり、2017（平成29）年は乳がん検診が21.4%、子宮頸がん検診が15.1%となっています。

図表 乳がん検診・子宮頸がん検診受診率の推移（加東市）

（%）

	2013 （平成25）年	2014 （平成26）年	2015 （平成27）年	2016 （平成28）年	2017 （平成29）年
乳がん検診	25.4	26.2	25.2	23.0	21.4
子宮頸がん検診	20.6	21.9	19.5	15.8	15.1

資料：加東市健康課

2 第2次加東市男女共同参画プランの取組

基本目標 I

人権尊重と男女共同参画の意識づくり

基本課題 1 男女の人権尊重と男女共同参画の意識啓発

(1) 第2次加東市男女共同参画プランの取組概要

男女共同参画に関する啓発活動や情報提供、学習活動を通して、人権尊重と男女平等の意識を根づかせ、社会における制度・慣行の見直しを図り、男女共同参画に関する理解を深めるとともに、固定的な性別役割分担意識*の解消をめざしてきました。また、次代を担う子どもが、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、成長段階に応じて、それぞれの個性と能力を十分に伸ばしていけるような家庭、学校、社会での教育に取り組みました。

(2) 具体的な取組と今後の課題

①男女共同参画社会に向けた広報・意識啓発

●人権啓発活動の推進

人権啓発イベントや講演会等を実施し、男女共同参画や女性活躍、LGBT*をテーマに市民意識の向上を図りました。

●男女共同参画の意識啓発活動の推進

男女共同参画週間に、ケーブルテレビにおいて、市作成のDVDの放映や街頭啓発活動を実施しました。

●多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進

男女共同参画について、「広報かとう」やケーブルテレビを利用した啓発記事・番組の掲載・放送を行ったほか、人権啓発情報紙「夢きらめいて」に啓発記事を掲載しました。

●男女共同参画の視点に立った市の刊行物等の発行

人権啓発情報誌「夢きらめいて」の発行や、ケーブルテレビにおいて男女共同参画の視点に立った人権啓発番組を放送しました。

②男女共同参画に関する学習機会の提供と支援

●男女共同参画に向けた学習機会の充実

セミナーの実施や、既存の講座等に男女共同参画の視点を取り入れ、学習内容の充実を図りました。

●自主的な学習グループの育成・支援

現在、市内には男女共同参画を活動テーマとする自主活動グループがないため、セミナーへの継続参加や人材発掘につながるようアンケートを実施しました。

③市職員等及び企業・事業所に対する研修の充実

●行政等における男女共同参画の研修の充実

ハラスメント研修等を実施し、男女共同参画への理解を深めました。

●事業所等における男女共同参画の研修の充実

事業所を対象に研修会を実施し、男女共同参画等を啓発しました。

男女共同参画の意識啓発や、関連する法制度の周知に取り組み、男女共同参画社会の実現を社会全体の目標として共有し、市民一人ひとりができることから男女共同参画を実践していく基盤を整えていく必要があります。そのためには、本計画の実施主体である本市職員や、本市と協働する事業所等が男女共同参画の正しい理解に基づき、率先して施策や事業を展開できるよう、市職員や事業所等への研修機会の充実により、意識の高揚を図らなければなりません。

基本課題2 教育・保育における男女共同参画の推進

(1) 第2次加東市男女共同参画プランの取組概要

教職員や保育教諭等が男女共同参画についての理解を深めながら、子どもたちの個性や能力を伸ばし、自立した生き方を育む教育活動を推進するとともに、男女が共に活動するなかで、互いの良さを出し合い尊敬し合える集団、一人ひとりにとって居心地の良い集団を育てる教育活動を推進しました。また、保護者が子どもの教育に対する責任を自覚するとともに、周りの大人が役割や関わり方を改めて認識し、子どもが男女の性別にとらわれずお互いを認め合い、その個性と能力を伸ばせるよう、男女共同参画の視点に立った教育を推進しました。

(2) 具体的な取組と今後の課題

①男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進

●男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

教育活動全体を通して、男女共同参画の視点に立った取組を行いました。

●男女共同参画の視点に立った幼児教育・保育の推進

保育活動全体を通して、男女共同参画の視点に立った取組を行いました。

②教育関係者等の研修の充実

●教職員等に対する男女共同参画・人権教育の推進

学校、園での教育・保育活動において、性別による偏りを無意識に生じさせないように、教職員の共通理解を図りました。

●青少年活動の指導者等に対する男女共同参画の推進

青少年補導委員会等では男女共同参画に関する研修は実施できていません。

③男女共同参画を進める家庭教育の充実

●家庭教育に関する講座の充実

P T Aと教職員を対象に、研修・啓発や講演会を行いました。

「青少年活動の指導者に対する男女共同参画の推進」については、計画期間中に十分な取組が行えておらず、本計画において確実に実行していく必要があります。また、子どもたちの周囲の大人が男女共同参画の理解を深め、固定的な性別役割分担意識によって子どもたちの個性や将来の希望を制限することなく、子どもの主体性を育ていけるよう、男女分け隔てのない教育や、教職員等への研修に継続的に取り組まなければなりません。

基本課題3 あらゆる暴力の防止

(1) 第2次加東市男女共同参画プランの取組概要

すべての人の個人としての人権が尊重され、個性や能力を十分に発揮できる社会づくりのために、ドメスティック・バイオレンス*（配偶者等からの暴力／DV）やセクシュアル・ハラスメント等、あらゆる暴力を防止する取組を推進しました。

(2) 具体的な取組と今後の課題

①暴力の防止と根絶に向けた意識啓発の推進

●暴力の防止と根絶に向けた意識啓発の推進

若年層に対するDV防止及び相談支援の啓発として、講演会の開催や相談機関を掲載したカードや冊子を配布し、意識啓発を推進しました。

②セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

●企業・事業所等におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

事業所に配布する情報紙を活用して、セクシュアル・ハラスメント防止に関する情報を提供し、対策を推進しました。

●市役所等、公的機関におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

ハラスメント研修等を実施し、セクシュアル・ハラスメントをはじめ、様々なハラスメントに関する理解を深めました。

③虐待防止対策の推進

●児童虐待防止対策の推進

児童虐待等、支援が必要な児童・家庭を早期に発見し適切に対応するため、「要保護児童対策地域協議会*」を中心に関係機関の連携による対応と支援を行いました。

●高齢者虐待防止対策の推進

高齢者虐待の防止、早期発見と早期解決に向け、専門職により相談に対応しました。また、関係機関の連携強化のために、毎年、高齢者虐待ネットワーク会議を開催しました。しかし、疑念やリスクを感じた段階での相談が少ないため、今後、早期の対応が必要となります。

●障害者虐待防止対策の推進

障害者への虐待に対応するため、加東市障害者相談支援センターを社会福祉課に設置しました。

「市役所等、公的機関におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進」については、今後も継続して研修等に取り組みます。また、高齢者虐待の防止については、早期対応が今後の課題となっており、児童虐待の防止や障害者虐待の防止と併せ、関係機関の連携のもと、早期発見・早期対応できるネットワーク体制の構築をめざします。DVについては、交際相手との間で起こるデートDV*の防止も重要であり、中学生等の若年層への啓発を推進しなければなりません。

基本目標Ⅱ

あらゆる分野へ参画できる機会づくり

基本課題1 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

(1) 第2次加東市男女共同参画プランの取組概要

女性が政策決定の場へ参画することの意義を広め関心を高めるとともに、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進により、審議会等の政策・方針決定の場への女性の参画を促進し、男性中心の組織運営の改善につなげました。また、女性自身が主体的に様々な課題に取り組み、解決を図っていけるようエンパワーメントに努めました。

(2) 具体的な取組と今後の課題

① 審議会等の委員への女性登用の促進

● 審議会、委員会への女性の登用

審議会等への女性の積極的な登用を進めました。

● 市の女性職員の管理職への登用の促進

女性管理職の登用率30%に向けて積極的な登用を行っており、登用率は年々向上しています。

● 企業、事業所等の女性管理職の登用に向けての啓発

事業所に配布する情報紙を活用して女性管理職の登用に関する情報を提供したほか、研修会を実施しました。

② 女性の人材育成と能力の活用

● 女性の人材育成と支援

連合婦人会等の女性団体への参画促進に努めるとともに、団体の会員相互の交流を深め、支え合い活動を推進しました。

全国や県の女性の登用状況と比べると、本市の職員や管理職に占める女性の割合は高いものの、審議会や防災会議、議員に占める女性の割合は低くなっています。様々な政策・方針決定において女性の意見が反映され、男女が共に住みよいまちをつくるために、引き続き、女性の登用を促進していく必要があります。そのためには、女性自身が固定的な性別役割分担意識にとらわれずに政策・方針決定の場に主体的に参画していくことができるよう、エンパワーメントによる人材育成の推進を継続していかなければなりません。

基本課題2 家庭や地域社会での男女共同参画の推進

(1) 第2次加東市男女共同参画プランの取組概要

男女が共に充実した家庭生活を過ごすために、男性の家事や育児等への参画を後押しする取組を推進しました。また、女性も男性も生活者として共に地域活動に参加し、地域における交流と豊かな人間関係を築いていくために、地域社会を支える組織や団体の運営・企画から事業実施までを含めたあらゆる場面において、男女どちらか一方のみが職責を担うのではなく、女性と男性が共に参画しつつ、平等・応分に担っていくことを啓発しました。

(2) 具体的な取組と今後の課題

①家庭生活における男女共同参画の推進

●家庭生活における男女共同参画に向けての意識啓発と学習機会の提供

家庭生活における男女共同参画の意識啓発として、成人を対象とした料理教室を実施しました。また、男女共同参画セミナーや講演会等の学習の機会づくりに努めました。

②地域社会における男女共同参画の推進

●地域活動における方針決定過程への女性の参画促進

地域活動における女性の積極的な参画を働きかけました。また、集団託児事業を開始して子育て中の人々の社会参画の促進を図ったほか、人権啓発講演会で男性の家事やワーク・ライフ・バランス*について啓発を行うなど、地域活動に参画しやすい環境づくりを推進しました。

●女性のチャレンジ支援の充実

男女共同参画セミナー等で、自主的な活動に取り組もうとする人の発掘に取り組みました。

男女が共にボランティア活動や地域活動に積極的に参画できるよう、引き続き、地域における男女共同参画を推進し、誰もが意欲を持って活躍できる環境を整える必要があります。また、家庭での男女共同参画については、本市の2017（平成29）年度の意識調査においては、実際の家庭の役割分担が女性に偏る傾向が表れています。男女が共に家庭の役割を担っていくことができるようにするためには、男性に対する意識啓発だけでなく、働き方の見直しも含めたワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組まなければなりません。

基本課題3 防災・防犯等における男女共同参画の推進

(1) 第2次加東市男女共同参画プランの取組概要

各種地域団体の方針決定過程及び地域活動、防災・防犯活動等の計画過程への女性の参画を啓発しました。

(2) 具体的な取組と今後の課題

①防災における女性の参画促進

●防災活動における女性の積極的な参画

地区単位の自主防災組織ごとに実施している防災訓練等において、男女共同参画の視点を含む自助・共助の重要性を周知しました。

●防災活動における女性の人材育成

男女共同参画で行う防災活動の重要性を周知し、災害時の初動対応の強化や被災者支援の充実を図りました。

②防犯における女性の参画促進

●防犯組織・見守り隊等への参画促進と活動支援

青少年補導委員の女性の割合が少ないため、女性の参加の啓発や、再選時に女性委員選出の依頼を行いました。

引き続き、防災や防犯に女性の視点やニーズを反映していく必要があります。そのためには、各種防災訓練や防災研修、防犯活動への女性の参画を促進し、男女が共に安全な地域づくりを担うことができるよう啓発や人材育成に取り組まなければなりません。

基本目標Ⅲ

男女がともに豊かに働ける環境づくり

基本課題1 就労環境の整備と職業能力発揮への支援

(1) 第2次加東市男女共同参画プランの取組概要

男女を問わずそれぞれの価値観や生活様式に応じた多様で柔軟な働き方の選択と、それぞれの働き方に応じた適正な処遇・労働条件確保の啓発に取り組みました。また、育児等で仕事を辞めた後に再就業をめざしたり、ボランティア活動等の社会活動を始めたりする女性を支援するため、学習機会や情報の提供等を推進してきました。農業、商工業等の自営業においては、男女双方の了解による適切な労働時間や休日の確保等の労働条件を整備するとともに、女性の生産や経営における役割を適正に評価する体制づくりを進めてきました。

(2) 具体的な取組と今後の課題

①男女の均等な雇用機会と待遇の確保

●男女の均等な雇用の場の確立に向けての支援体制の整備

商工会理事会で「男女共同参画ニュース」を配布するなど、男女の均等な雇用を啓発しました。

●職場での心身の健康管理と母性保護の充実

商工会理事会で配布する「男女共同参画ニュース」に、母性保護措置等の記事を掲載し、啓発しました。

②女性の職業能力開発の支援

●女性の能力開発への支援の充実

女性のための就労支援セミナーや、商工会と連携した創業セミナーを開催しました。

●女性のチャレンジ支援の充実

就職や再就職、起業をめざす女性を支援するための学習機会を提供しました。

③農業・商工業など自営業における男女共同参画の推進

●経営・方針決定過程への女性の参画促進

就農相談時に、夫婦等で就農する場合に有利な補助制度の紹介を行いました。また、集落が作成する「人・農地プラン」の検討委員に女性委員を登用しました。

●女性の経済的地位の向上と就業環境の整備

農業や商工業等の自営業は主に家族経営のため、経営・就業形態は自営業者に任せていますが、相談者には積極的に夫婦等が農業経営する場合に有効な制度紹介を行いました。

男女が性別や年齢、障害の有無等によって不当な差別を受けることなく、希望に応じた働き方ができるよう、均等な雇用機会を確保していく必要があります。また、就労を希望する女性が継続的に安心して働くことができる環境づくりに一層取り組んでいかなければなりません。

基本課題2 ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 第2次加東市男女共同参画プランの取組概要

従来の仕事中心の意識や働き方の見直しを啓発しました。また、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を進めるとともに、育児・介護休業制度*や次世代育成支援対策推進法に基づく制度の定着と活用を進めるなど、仕事、育児、介護等の両立を支援し、多様な働き方を可能にする職場づくりや環境の整備を促進しました。

(2) 具体的な取組と今後の課題

①ワーク・ライフ・バランスの啓発

●ワーク・ライフ・バランスの啓発

事業所に配布する情報紙を活用してワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や、研修会を実施しました。

②多様な働き方を可能にする環境整備

●多様な働き方の啓発

事業所に配布する情報紙を活用して情報を提供しました。また、障害者雇用促進法等の改正を周知しました。

●育児休業・介護休業制度の普及

事業所に配布する情報紙を活用して育児・介護休業制度の情報を提供しました。また、商工会理事会において育児・介護休業法の改正を周知しました。

●保育環境・介護環境の充実

多様な保育サービスやアフタースクール事業*により、保育が必要な子どもの受け入れを行いました。また、障害のある小学生、中学生、高校生はタイムケア事業により受け入れを行いました。介護が必要な人には、居宅介護支援事業所や介護サービス事業所、介護施設で対応しました。

一人ひとりが働き方を見直し、自分らしいワーク・ライフ・バランスを考えるきっかけとなるよう、引き続き、情報提供を行っていく必要があります。また、多様な働き方のニーズに応えるため、市は、育児や介護と仕事を両立できる環境の整備の充実に取り組むとともに、事業所等に対してはフレックスタイム制*等、多様な働き方について啓発していかなければなりません。

基本目標Ⅳ

だれもが安心して暮らせる地域づくり

基本課題 1 安心して子育てができる環境の整備・充実

(1) 第2次加東市男女共同参画プランの取組概要

子ども、家庭、地域が、未来に夢と希望がもてる加東市の実現をめざし、子育てを社会全体の取組として市民の理解と広がりを持って支援し、安心して子育てができる環境を整えました。

(2) 具体的な取組と今後の課題

① 子育て環境の整備・充実

● 男女共同による子育て意識の醸成

男女共同による子育て意識を高めるため、母子健康手帳交付時に合わせて父子健康手帳を交付しているほか、夫婦で参加するパパママクラスを開催しました。

● 子育てに関する講座の充実

児童館で子育て支援講座や兵庫教育大学連携講座を開催しました。

● 子育てグループの育成・支援

児童館で親子サークルの実施や、自主サークルへの協力を行いました。また、社会福祉協議会に登録する子育てサークルの活動支援や子育て情報紙の発行等を行いました。

② 多様なニーズに対応した子育て支援の充実

● 多様なサービスに対応した保育サービスの提供

延長保育や一時預かり、病児・病後児保育の実施による多様な保育の提供に努めました。

● 子育てに関する相談体制の充実

家庭児童相談員等が家庭に関する様々な悩みの相談に応じ、解決方法を一緒に考えました。また、こんにちは赤ちゃん訪問や育児何でもダイヤル相談、子育て何でも相談、乳幼児健診・教室等でも相談に応じました。

● ひとり親家庭が安心して暮らせる環境の整備

ひとり親家庭の支援として、離婚前や離婚後の相談、ひとり親家庭の就労支援、児童扶養手当の支給等を行いました。

本市の様々な子育て支援について、引き続き、十分な情報提供を行っていくことが大切です。一方、パパママクラスや子育てに関する講座は、仕事により日時の都合がつかず参加につながらない場合もあることから、より多くの人に参加してもらえるよう柔軟な開催を検討していく必要があります。また、本市では子育てに関する相談体制を整えていますが、多様化する相談に適切に対応できるよう相談員の資質向上をめざします。

基本課題2 高齢者が安心して暮らせる環境の整備・充実

(1) 第2次加東市男女共同参画プランの取組概要

高齢や障害のある男女の社会参画の機会拡大や、高齢者を社会全体で支える介護体制の整備を図るとともに、高齢者や障害者の経済的自立や安全・安心を確保し、年齢や障害の有無にかかわらず、男女がいきいきと安心して暮らせる環境づくりを推進しました。また、男性の介護への参画意識を醸成して女性の介護負担を軽減し、家族での介護を支援しました。

(2) 具体的な取組と今後の課題

① 高齢者・障害者等の保健福祉の充実

●健康づくりと介護予防施策の推進

まちかど体操教室や地域回想法スクールを各地域で実施し、体力づくりや生きがいづくりを推進しました。

●ともに支え合う地域づくりの推進

民生児童委員による高齢者の見守りを実施しました。また、福祉票や福祉カードを用いて市と民生児童委員の連携を図りました。さらに、避難行動要支援者名簿により、自力避難が困難な人の把握や、老人クラブの活動支援により地域でのつながりづくりを推進しました。

●生活支援の充実

障害者の日常生活の自立を支援するため、障害者総合支援法における障害福祉サービスや相談体制の充実に努めました。

② 介護支援策の充実

●安心して介護できる環境の整備

ケアマネジャーや介護事業所と定期的に連絡会を開催し、情報共有を図りました。また、介護負担の軽減のため介護用品の支給事業やひとり外出見守り・徘徊SOSネットワーク事業、お出かけ安心ネットワーク事業、お出かけ安心GPS事業、介護者支援事業等を展開しました。

●介護に関する相談体制の充実

高齢者の生活や介護、認知症、権利擁護等の多岐にわたる相談に対応しました。また、相談窓口の周知と充実を図るとともに、訪問による相談に細やかに対応しました。さらに、市内7か所の事業所にある「認知症相談センター」との連携を図りました。

高齢者の健康づくりや介護予防が地域で活発に行われるよう、これらに取り組むグループや、ボランティアの育成・活動支援が必要です。また、地域づくりを民生児童委員をはじめ地域で中心的な役割を果たす人任せにするのではなく、あらゆる主体が性別や年齢、障害の有無等にかかわらず共に助け合い、支え合う意識を育むことが大切です。引き続き、高齢や障害等により日常生活に支援を必要とする人も、住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう相談及び支援体制の充実に努めます。

基本課題3 生涯にわたる健康保持・増進

(1) 第2次加東市男女共同参画プランの取組概要

男女の生涯にわたる健康づくりと心豊かに生活できる活力ある社会のため、年齢・性別に応じた健康管理や生活習慣病等の疾病予防の推進とともに、こころの健康づくりに関する事業等、生涯を通じた健康づくりを支援しました。

(2) 具体的な取組と今後の課題

①生涯を通じた健康づくりの推進

●こころと体の健康づくりの推進

子育て世代（産後1年程度）の母親を対象にした「産後ママのリフレッシュ講座と相談会」の開催や、相談支援を行う行政職員を対象にゲートキーパー*研修を実施しました。また、「まちぐるみ総合健診」や生活習慣の改善指導（栄養・運動習慣・睡眠等）を行いました。

②生涯を通じた女性の健康支援

●妊娠・出産期における女性の健康支援

安心安全に妊娠・出産期を過ごすことができるよう妊産婦支援を行いました。

●年齢に応じた女性の健康づくりの推進

子宮頸がん検診や乳がん検診を実施しました。

●「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）*」の普及・啓発

庁内の関係課、学校等と連携しながら、出張講義を行うなど、母性、父性の育成支援を実施しました。

引き続き、子育てを担う男女が、こころの悩みを含めた健康の問題を気軽に相談することができ、楽しみながら育児をすることができる相談体制の構築をめざします。また、女性の健康支援として子宮頸がんや乳がんの検診を行っていますが、若い世代の検診受診率は伸びておらず、啓発による受診の勧奨や自己検診方法の周知が必要です。さらに、市民一人ひとりが「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」に基づいて健康管理や意思決定を行えるよう、子どもの頃から命の大切さや子どもを生き育てることについて学ぶ機会の充実を図ります。

3 市民の男女共同参画に関する意識と実態

(1) 意識調査の実施概要

男女共同参画に関する市民の意識、意向を把握し、本計画の策定と今後の施策推進を目的に、2017（平成 29）年度に「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。

図表 調査概要

調査の種類	市民意識調査
調査対象	2017（平成 29）年 4 月 1 日現在、市内に居住する 18 歳以上の市民
対象者数	4,000 人
抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出
調査方法	〈配布〉郵送、〈回収〉郵送またはインターネットによる方法を回答者が選択
調査期間	2017（平成 29）年 8 月 23 日（水）～2017（平成 29）年 9 月 15 日（金）

図表 回収状況

調査の種類	市民意識調査
発送数	4,000 票
回収数	1,490 票
無効票	0 票
有効回答数	1,490 票
有効回答率	37.3%

図表 調査内容

市民意識調査
<ul style="list-style-type: none"> ● 「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という考え方について ● 現在の日本社会の男女の地位について ● 子どもの育て方について ● 家庭での役割分担について（「実際」と「希望」） ● ワーク・ライフ・バランスについて（現状の生活と希望の生活） ● 女性が職業をもつことについて ● 女性が働きやすい環境をつくるために必要なこと ● 男性の育児休業や介護休業の取得が進まない理由について ● ワーク・ライフ・バランスの実現のために必要なこと ● 自治会や議会に女性の参画が進まない理由 ● 女性のリーダーの増加による影響 ● 女性の参画が必要になると思う分野、領域 ● 男女共同参画社会の実現のために学校教育の場で大切になること ● 男女共同参画社会の実現に向けて市が力を入れるべきこと ● 子どもに対する虐待の経験等 ● 高齢者に対する虐待の経験等 ● セクシュアル・ハラスメントの経験等 ● セクシュアル・ハラスメントの被害を受けたときの対応

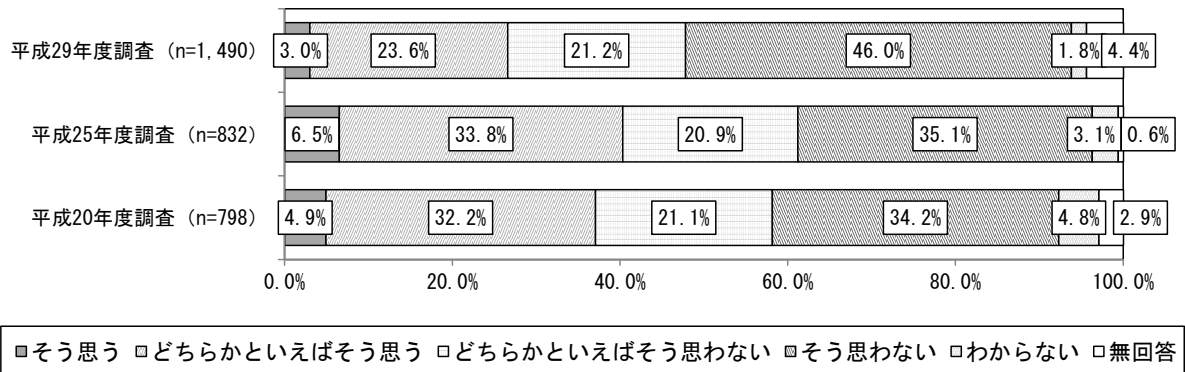
(2) 意識調査の主な概要

①「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という考え方について

「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という考え方についてたずねたところ、『そう思う』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合）が26.6%、『そう思わない』（「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」を合わせた割合）が67.2%で、『そう思わない』が『そう思う』を上回っています。

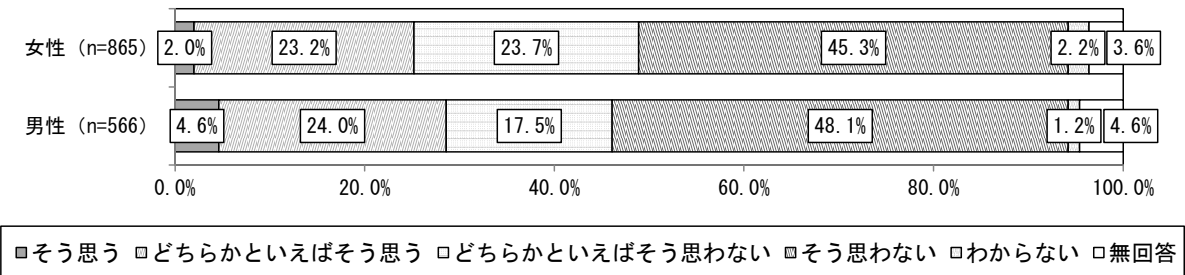
平成25年度調査、平成20年度調査と比べると『そう思わない』が増加しています。

図表 男は外で働き、女は家庭を守るべきという考え方について



男女別にみると、男性は女性と比べて『そう思う』が多くなっています（女性25.2%、男性28.6%）。

図表 男女別 男は外で働き、女は家庭を守るべきという考え方について



「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という考え方について、賛成する人（『そう思う』人）は減少しています。

国調査との比較

内閣府の世論調査（平成28年度）では『そう思う』に相当する『賛成』（「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせた割合）が約41%、『そう思わない』に相当する『反対』（「どちらかといえば反対」と「反対」を合わせた割合）が約54%となっています。

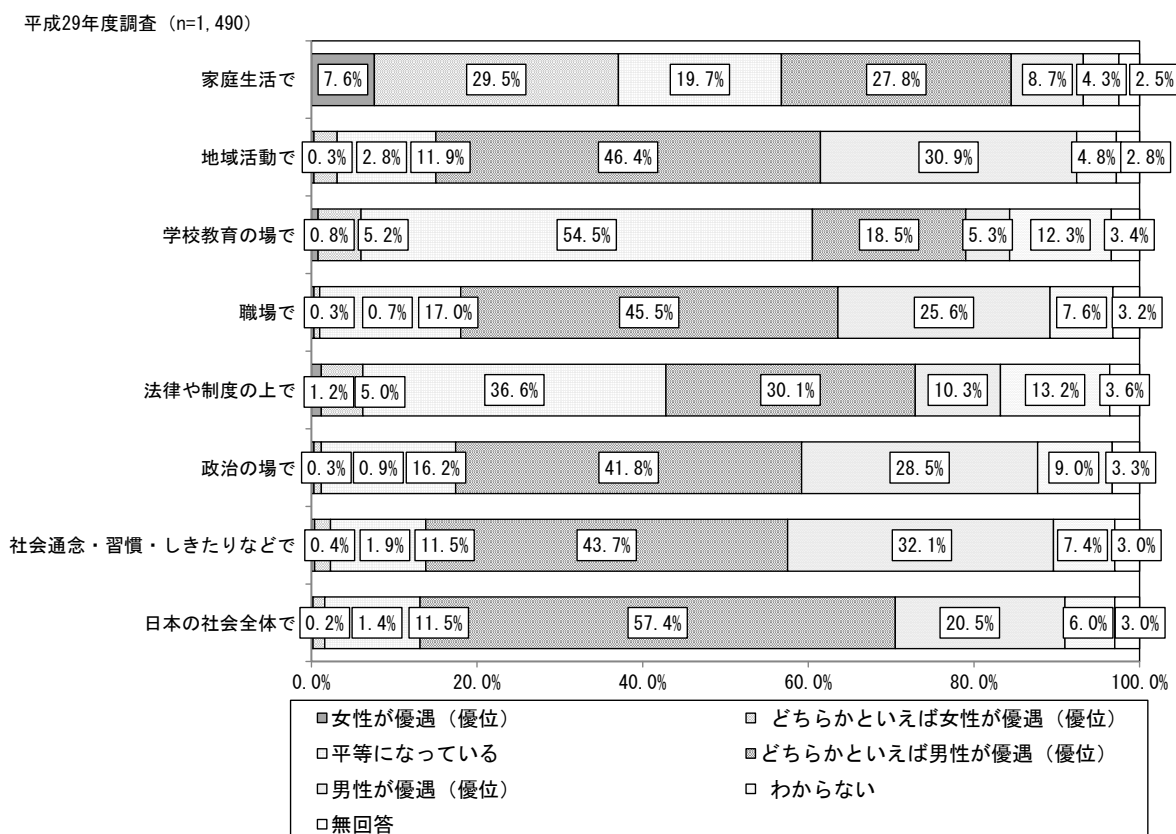
世論調査と比べて本市は「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という考え方をもつ人が少ない状況がうかがえます。

②現在の日本社会の男女の地位について

現在の日本社会の男女の地位について感じることをたずねたところ、「学校教育の場では」「平等になっている」と感じている人が最も多くなっています。しかし、それ以外の場面では、「家庭生活で」を除く、いずれの場面においても『男性が優遇』（「どちらかといえば男性が優遇（優位）」と「男性が優遇（優位）」を合わせた割合）が『女性が優遇』（「女性が優遇（優位）」と「どちらかといえば女性が優遇（優位）」を合わせた割合）を上回っています。

『男性が優遇』と考える人の割合をみると、「地域活動で」「職場で」「政治の場で」「社会通念・習慣・しきたりなどで」、「日本の社会全体で」では7割を超えています。

図表 現在の日本社会の男女の地位について



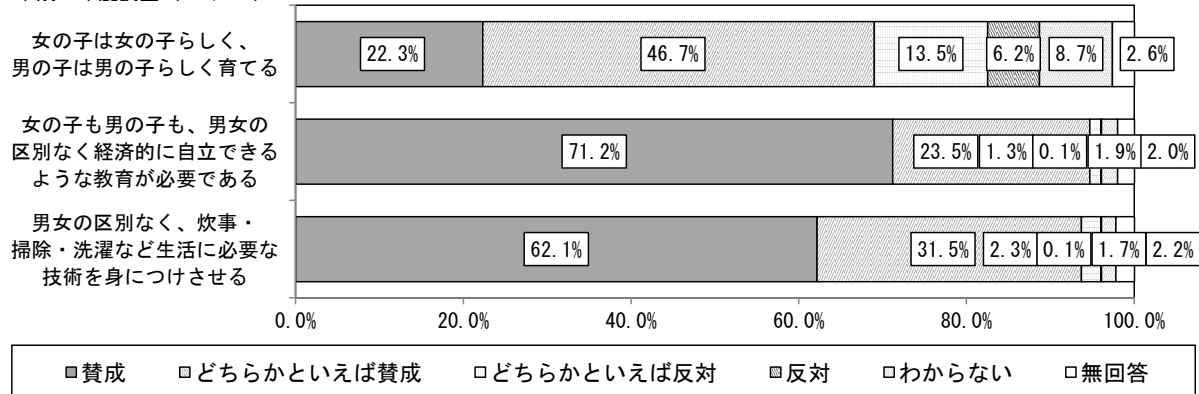
学校教育の場では「平等になっている」と感じている人が5割以上いるものの、多くの場面で『男性が優遇』されていると感じている人が多くなっています。そのため、日本の社会全体の男女の地位について、約8割の人が『男性が優遇』されている社会であると感じていることにつながっていると考えられます。

③子どもの育て方について

子どもの育て方についてたずねたところ、「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てる」については、『賛成』（「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせた割合）が69.0%となっています。「女の子も男の子も、男女の区別なく経済的に自立できるような教育が必要である」、「男女の区別なく、炊事・掃除・洗濯など生活に必要な技術を身につけさせる」については、『賛成』がそれぞれ94.7%、93.6%と、9割を超えています。

図表 子どもの育て方について

平成29年度調査 (n=1,490)



経済的な自立や家事の習得については男女の区別なく必要なことだと考えている人が多くなっています。一方、性別による「らしさ」を意識して子どもを育てることについては賛成する人が約7割と多くなっており、固定的な性別役割分担意識の形成や、子どもの性別によって本人の希望する生き方を保護者等から否定されることにつながりかねないことが懸念されます。

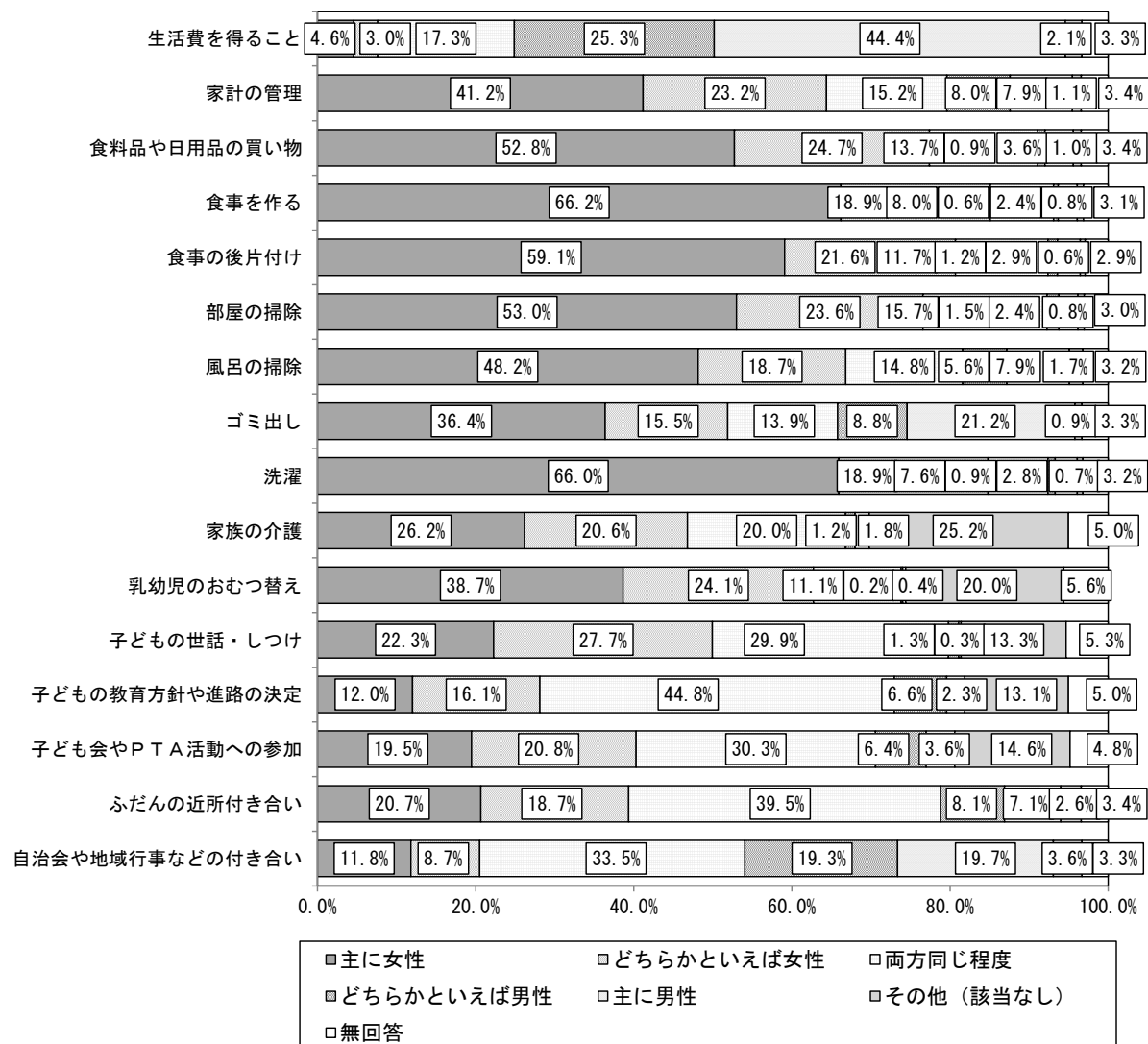
④家庭での役割分担について（「実際」と「希望」）

家庭での現在の役割分担の状況についてたずねたところ、「両方同じ程度」が最も多くなっている役割は、「子どもの教育方針や進路の決定」（44.8%）と「ふだんの近所付き合い」（39.5%）の2項目のみとなっています。

『男性』（「どちらかといえば男性」と「主に男性」を合わせた割合）が最も多くなっている役割は、「生活費を得ること」（69.7%）と「自治会や地域行事などの付き合い」（39.0%）となっています。それ以外の役割については『女性』（「主に女性」と「どちらかといえば女性」を合わせた割合）が最も多くなっており、特に「食事を作る」（85.1%）、「洗濯」（84.9%）、「食事の後片付け」（80.7%）、「食料品や日用品の買い物」（77.5%）、「部屋の掃除」（76.6%）については7割を超えています。

図表 家庭での役割分担について（実際）

平成29年度調査（n=1,490）



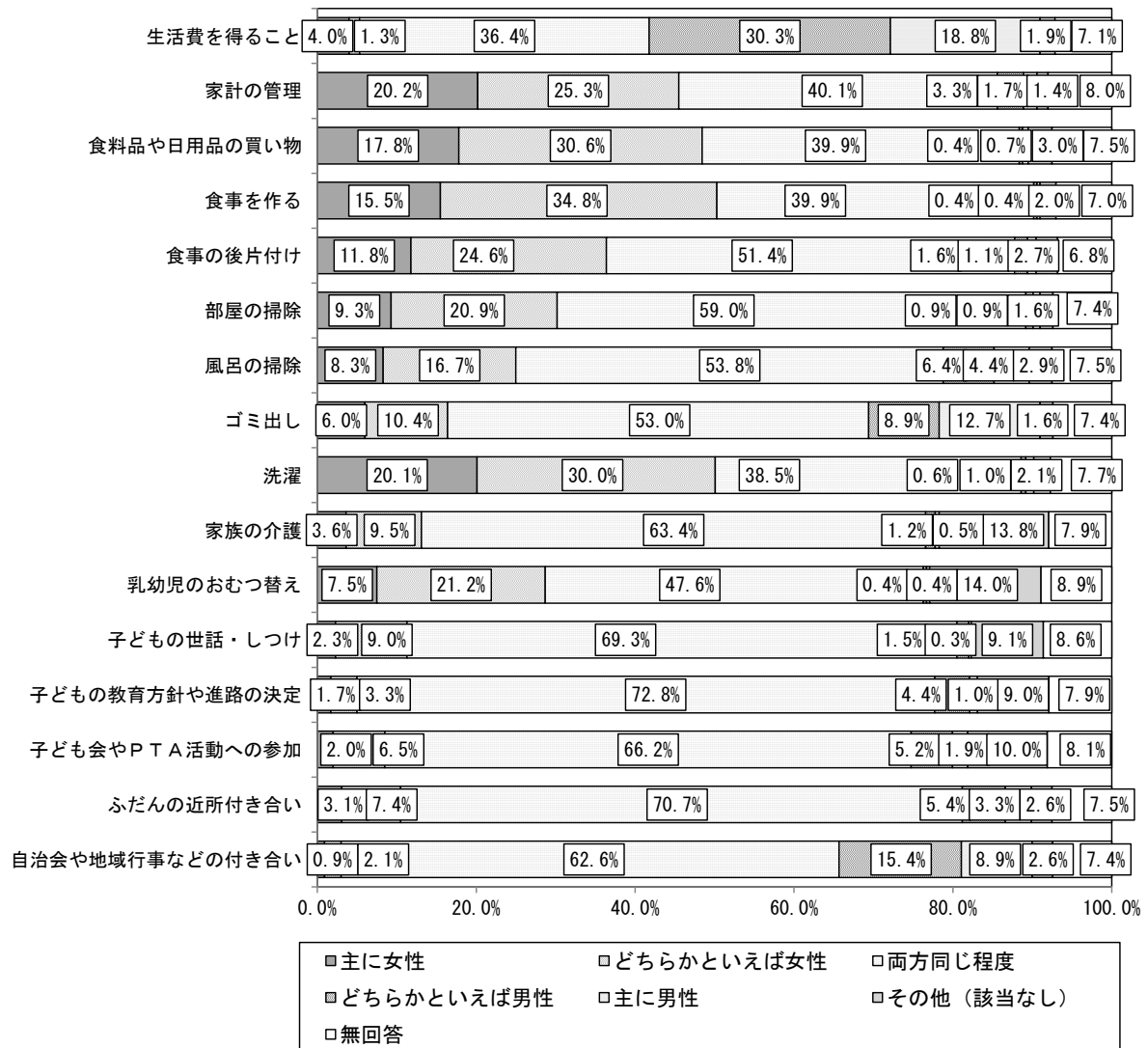
希望する家庭の役割分担については、「生活費を得ること」のみ『男性』（「どちらかといえば男性」と「主に男性」を合わせた割合）が最も多く、49.1%となっています。

『女性』（「主に女性」と「どちらかといえば女性」を合わせた割合）が最も多くなっている役割は、「食事を作る」（50.3%）、「洗濯」（50.1%）、「食料品や日用品の買い物」（48.4%）、「家計の管理」（45.5%）となっています。

それ以外の役割については、「両方同じ程度」が最も多くなっています。

図表 家庭での役割分担について（希望）

平成29年度調査（n=1,490）

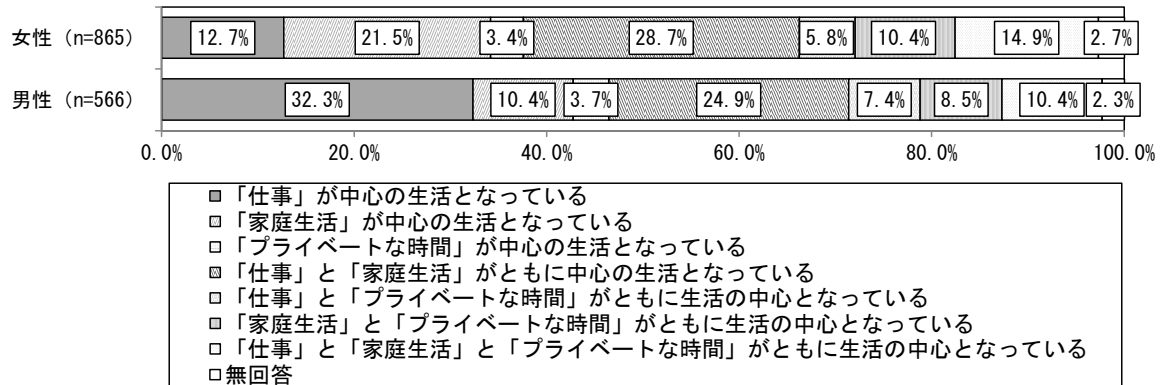


生活費を得ることは男性が担い、食事を作ったり片付けたりすることや掃除等の家事は女性が担っていることが多く、固定的な性別役割分担がある状況がうかがえますが、希望としては、両方同じ程度の役割分担を望む人が多くなっています。特に「食事の後片付け」、「部屋の掃除」、「ゴミ出し」、「家族の介護」、「子どもの世話、しつけ」は、実際は女性が担っていることが多いですが、希望は両方同じ程度の割合を望む人が多くなっています。

⑤働き方・女性の活躍について

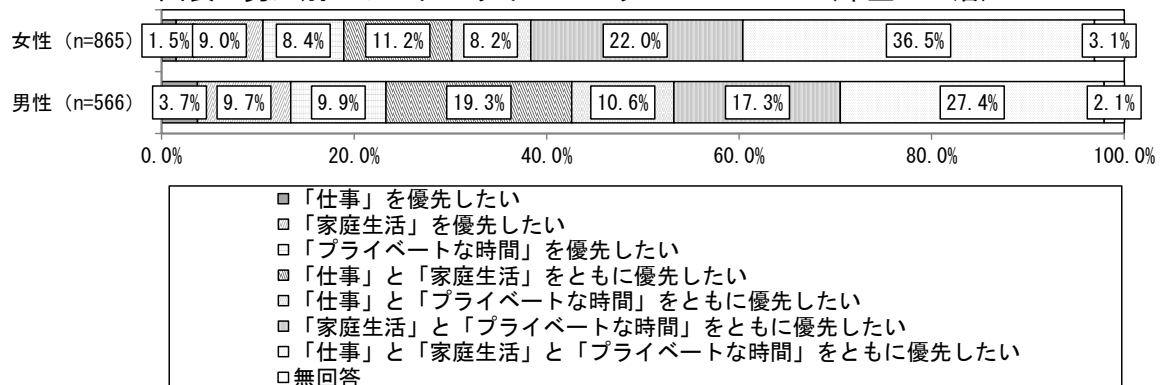
現状のワーク・ライフ・バランスについて男女別にみると、女性は男性と比べて「家庭生活」が中心の生活となっているが多く、男性は女性と比べて「仕事」が中心の生活となっています。

図表 男女別 ワーク・ライフ・バランスについて（現状の生活）



希望のワーク・ライフ・バランスについて男女別にみると、女性は男性と比べて主に「家庭生活」と「プライベートな時間」をとともに優先したい」と「仕事」と「家庭生活」と「プライベートな時間」をとともに優先したいが多く、男性は女性と比べて主に「仕事」と「家庭生活」をとともに優先したい」が多くなっています。

図表 男女別 ワーク・ライフ・バランスについて（希望の生活）



現状では仕事や家庭生活が中心となっている人が多くなっていますが、希望としてはそれらの生活に加えてプライベートな時間も優先したいと考える人が多くなっています。

国調査との比較

世論調査（平成28年度）では、「仕事」と「家庭生活」と「プライベートな時間」をとともに優先したい」が33.0%と最も多く、次いで「家庭生活」と「プライベートな時間」をとともに優先したい」が19.8%、「仕事」と「家庭生活」をとともに優先したい」が14.6%等となっています。

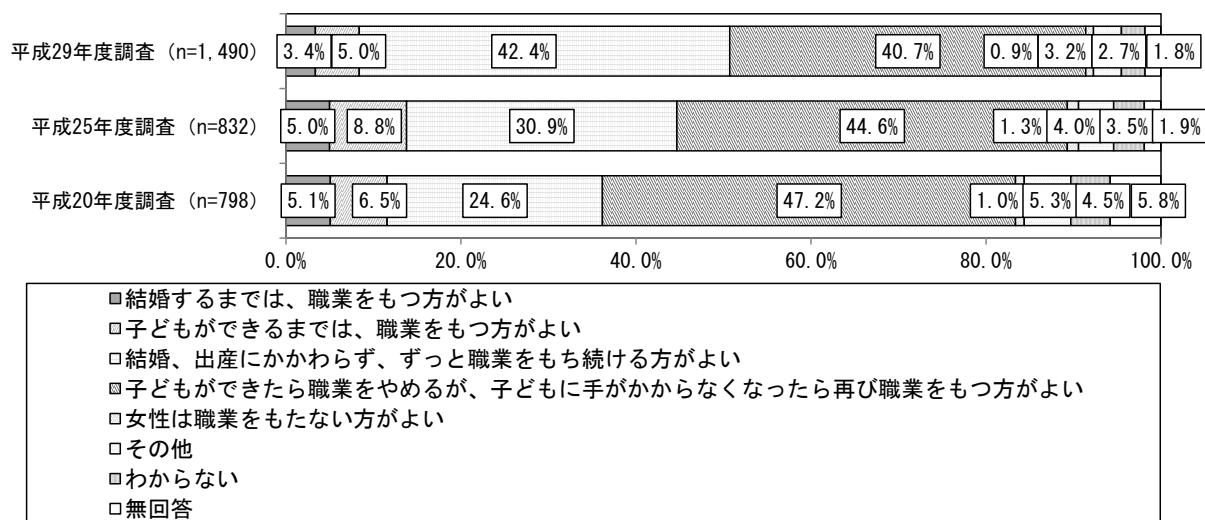
世論調査と比べて本市は、仕事のみを優先している人は少なく、仕事と家庭生活や、仕事と家庭生活とプライベートな時間を優先している人が多くなっており、本市では仕事と家庭生活やプライベートな時間を複合的に生活の中心に位置付ける人が比較的多いと考えられます。

⑥女性が職業をもつことについて

女性が職業をもつことについてたずねたところ、「結婚、出産にかかわらず、ずっと職業をもち続ける方がよい」が42.4%と最も多く、次いで「子どもができたなら職業をやめるが、子どもに手がかからなくなったら再び職業をもつ方がよい」が40.7%等となっています。

平成25年度調査、平成20年度調査と比べると、「子どもができたなら職業をやめるが、子どもに手がかからなくなったら再び職業をもつ方がよい」が減少し、「結婚、出産にかかわらず、ずっと職業をもち続ける方がよい」が増加しています。

図表 女性が職業をもつことについて



※「結婚、出産にかかわらず、ずっと職業をもち続ける方がよい」は、前回までの調査では「結婚、出産にかかわらず、ずっと職業を続ける方がよい」としていました。

※「子どもができたなら職業をやめるが、子どもに手がかからなくなったら再び職業をもつ方がよい」は、前回までの調査では「子どもができたなら職業をやめるが、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」としていました。

「結婚、出産にかかわらず、ずっと職業をもち続ける方がよい」と考える人が増加してきています。

国調査との比較

世論調査（平成28年度）では、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」が過半数を占めています。

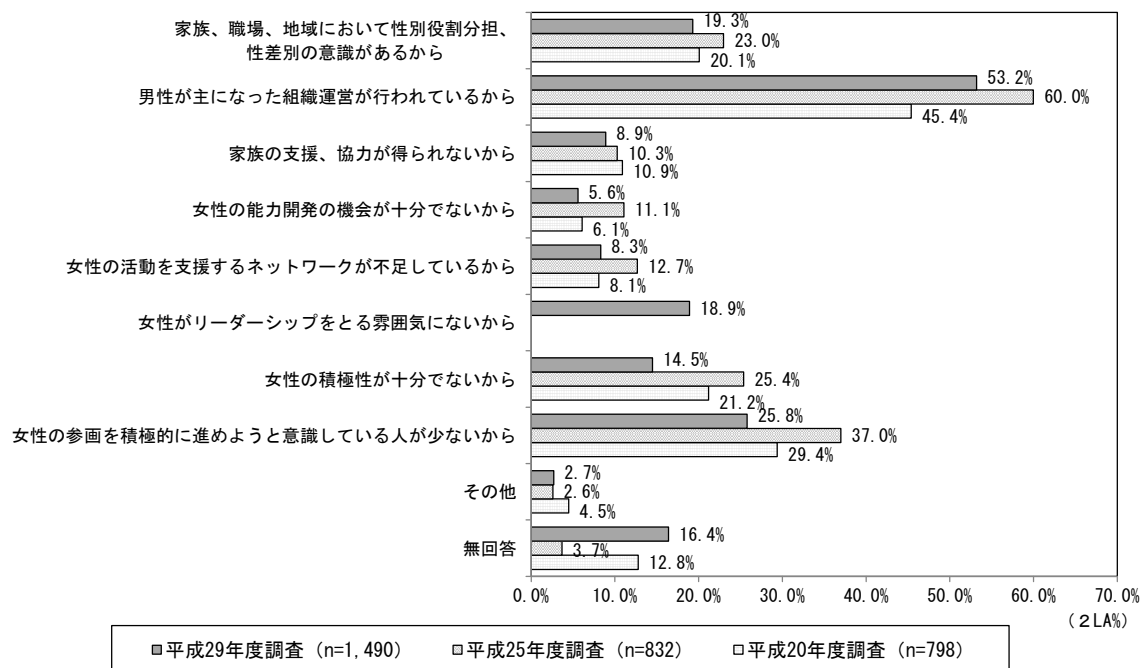
世論調査と比べて本市は、「結婚、出産にかかわらず、ずっと職業をもち続ける方がよい」と考える人は少なく、「子どもができたなら職業をやめるが、再び職業をもつ方がよい」と考える人が多くなっています。

⑦自治会や議会に女性の参画が進まない理由

自治会や議会に女性の参画が進まない理由をたずねたところ、「男性が主になった組織運営が行われているから」が他の回答項目を大きく上回り、53.2%と最も多くなっています。

平成25年度調査、平成20年度調査と比べると、回答の傾向に大きな違いはみられませんが、主に「女性の積極性が十分でないから」と「女性の参画を積極的に進めようとしている人が少ないから」が減少しています。

図表 自治会や議会に女性の参画が進まない理由



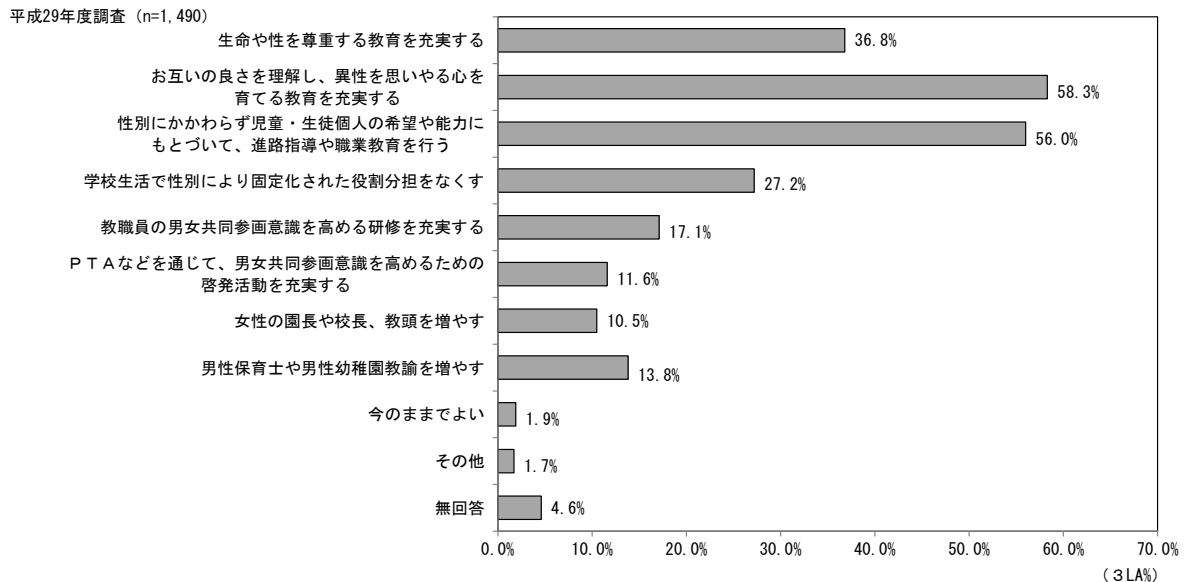
※「女性がリーダーシップをとる雰囲気がないから」は、今回の調査から追加しています。

自治会や議会に女性の参画が進まない理由として、「女性の積極性」や「家族の支援」といった個人の側の理由ではなく、「男性が主になった組織運営が行われているから」といった社会の側に理由があると思う人が多いことがうかがえます。

⑧男女共同参画社会の実現のために学校教育の場で大切になること

男女共同参画社会の実現のために学校教育の場で大切になることをたずねたところ、「お互いの良さを理解し、異性を思いやる心を育てる教育を充実する」が58.3%と最も多く、次いで「性別にかかわらず児童・生徒個人の希望や能力にもとづいて、進路指導や職業教育を行う」が56.0%、「生命や性を尊重する教育を充実する」が36.8%等となっています。

図表 男女共同参画社会の実現のために学校教育の場で大切になること



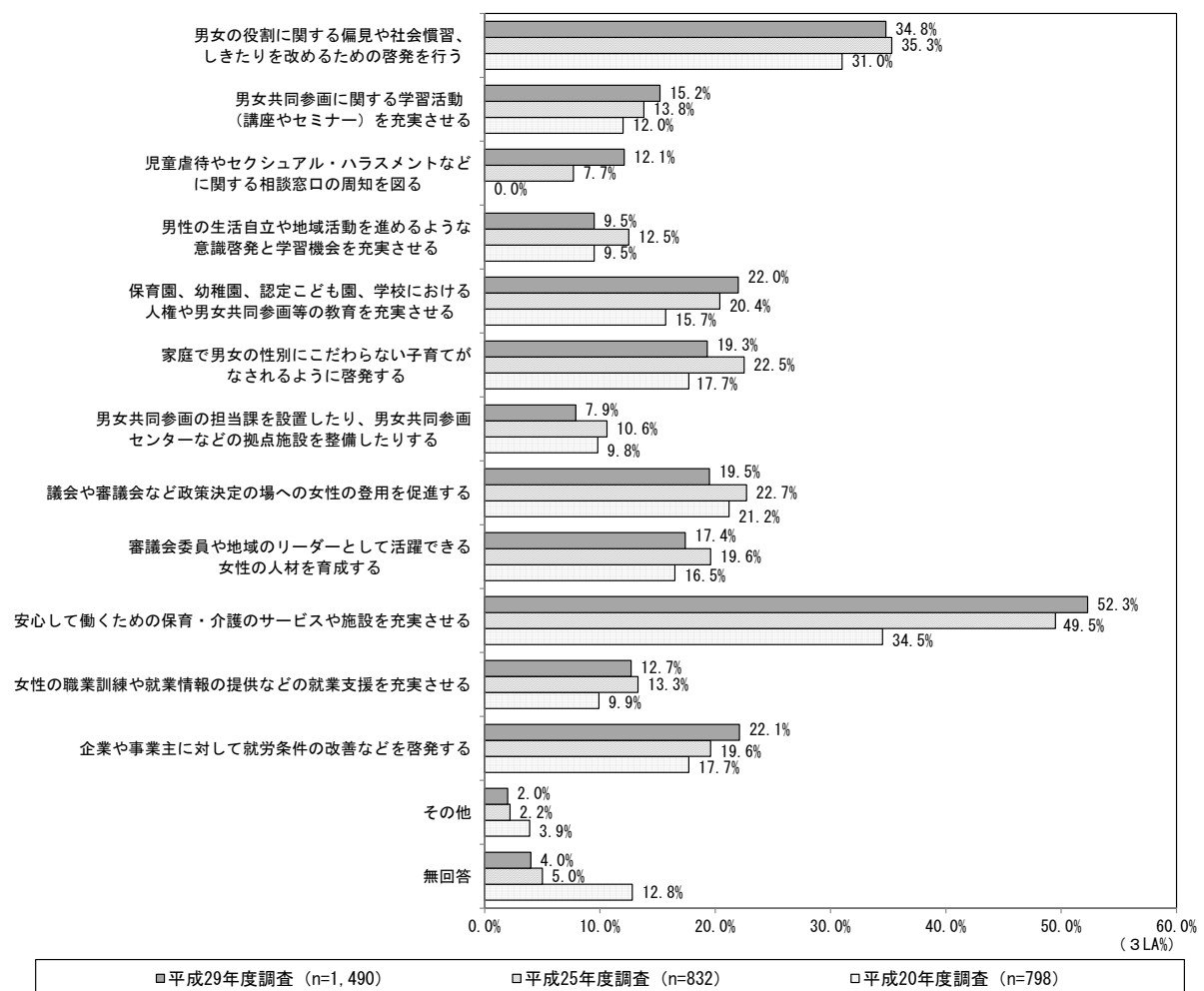
教育現場では、「性別によらず一人ひとりに応じた進路指導」や、「男女の相互理解に向けた教育」が大切であると考える人が多くなっています。

一方、そういった指導や教育を行える人材育成や教育現場の意識の向上が必要と考える人は、回答の選択が3つまでであることから少なくなっていると考えられますが、32ページの「現在の日本社会の男女の地位について」で、学校教育の場で男性が優遇されているという回答が23.8%あることを踏まえ、教育現場での男女共同参画の推進状況の確認が必要です。

⑨男女共同参画社会の実現に向けて市が力を入れるべきこと

男女共同参画社会の実現に向けて市が力を入れるべきことをたずねたところ、「安心して働くための保育・介護のサービスや施設を充実させる」が52.3%と最も多く、次いで「男女の役割に関する偏見や社会慣習、しきたりを改めるための啓発を行う」が34.8%、「企業や事業主に対して就労条件の改善などを啓発する」が22.1%等となっています。

図表 男女共同参画社会の実現に向けて市が力を入れるべきこと



※「児童虐待やセクシュアル・ハラスメントなどに関する相談窓口の周知を図る」は、前回までの調査では「児童虐待やセクシュアル・ハラスメントなどに関する女性の相談窓口を充実させる」としていました。

男女共同参画社会の実現には、子育てや介護を、社会全体で支える仕組みを充実させることが重要と考える人が最も多くなっています。

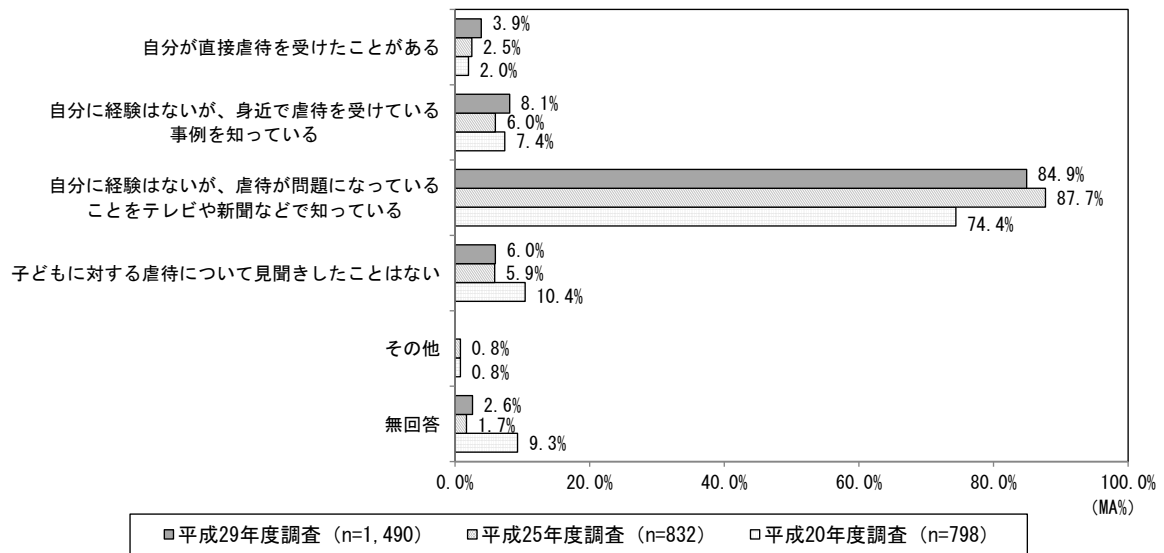
一方、社会慣習等の変化が重要と考える人も多いことから、社会や市民への啓発等の取組を、長期的な視点で継続して行うことが重要であると考えられます。

⑩虐待、セクシュアル・ハラスメントについて

子どもに対する虐待の経験等をたずねたところ、「自分が直接虐待を受けたことがある」が3.9%となっています。

平成25年度調査、平成20年度調査を比べると、「自分が直接虐待を受けたことがある」と「自分に経験はないが、身近で虐待を受けている事例を知っている」がやや増加しています。

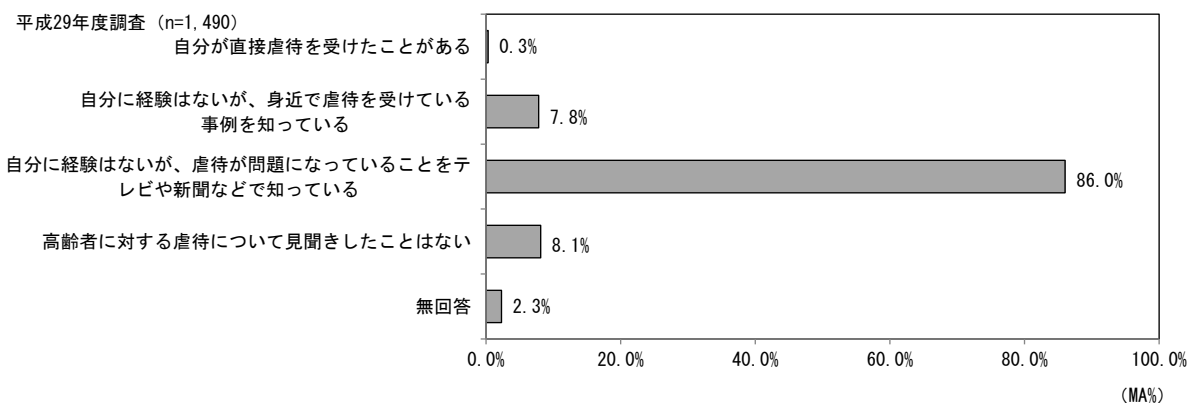
図表 子どもに対する虐待の経験等



※今回の調査には「その他」はありません。

高齢者に対する虐待の経験等についてたずねたところ、「自分が直接虐待を受けたことがある」は0.3%となっています。

図表 高齢者に対する虐待の経験等

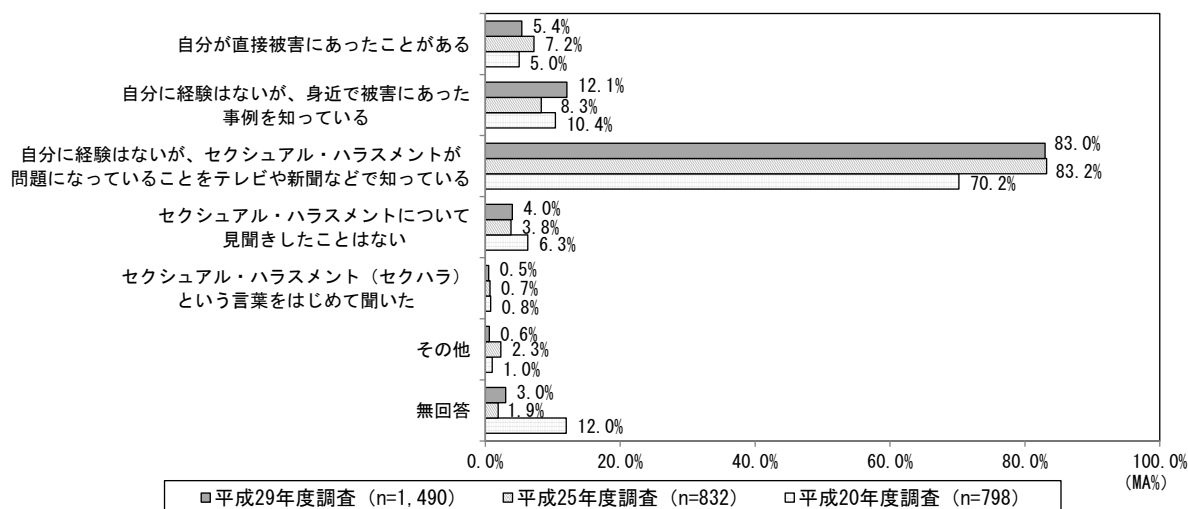


※前回までの調査になかった質問です。

セクシュアル・ハラスメントの経験等をたずねたところ、「自分が直接被害にあったことがある」は5.4%となっています。

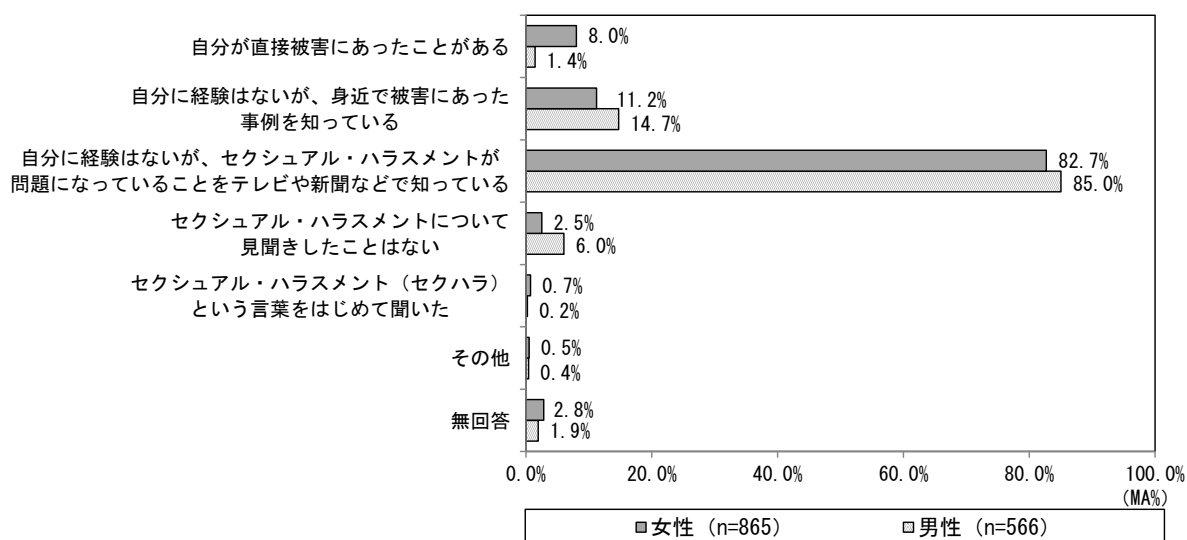
平成25年度調査と比べると、「自分が直接被害にあったことがある」はやや減少しています。

図表 セクシュアル・ハラスメントの経験等



男女別にみると、「自分が直接被害にあったことがある」男性は1.4%ですが、女性は8.0%と男性を大きく上回っています。一方、男性は女性と比べて「自分に経験はないが、身近で被害にあった事例を知っている」がやや多くなっています。

図表 男女別 セクシュアル・ハラスメントの経験等



子どもに対する虐待については、「自分が虐待を受けた経験のある」人や、「身近で虐待事例を知っている」人が増加しています。

高齢者に対する虐待については、「身近で虐待事例を知っている」人が7.8%となっています。

セクシュアル・ハラスメントを受けた経験がある人は、女性が8.0%となっており、男性に比べて多くなっています。